

# 道内鉄道の観光利用促進動画発信事業 企画提案指示書

## 1 委託事業名

道内鉄道の観光利用促進動画発信事業委託業務

## 2 業務の目的

新たな交通需要の掘り起こしを行うため、道内の各路線が有する特性や魅力等を活かし、新たな鉄道旅のスタイルや魅力を発信する動画を制作するとともに、効果的に訴求できる媒体によりプロモーションを実施することで、鉄道の観光利用促進と沿線地域の活性化を図る。

## 3 委託業務の内容

### (1) 動画の制作・発信

#### ア 制作内容

- ・ 今まで道内鉄道をあまり利用してこなかった（利用する機会がなかった）層をターゲットに設定のうえ、そのターゲットに対して新たな鉄道旅のスタイルや魅力を発信し、実際に「乗る」行為へと繋げていく動画を制作すること。
- ・ ターゲットの設定にあたっては、その理由や根拠（鉄道利用が少ないことがわかる客観的データなど）を示すこと。
- ・ 提案する鉄道旅のスタイルや魅力は、乗ること自体に楽しみを見出すものとし、例えば一般的な沿線の観光地紹介など、自家用車等で代替可能なものとししないこと。
- ・ 一部の地域に偏らないよう、複数の線区を選定のうえ動画を制作すること。
- ・ 必要に応じて新たな鉄道旅のスタイルや魅力のキャッチコピー等を設定するなど、ターゲットに対して効果的に訴求できるよう工夫すること。

#### イ 著名人の起用

- ・ 動画には、設定したテーマに適した著名人が出演するものとする。
- ・ 出演する著名人については、道内外において知名度が高い人や、自らのSNSアカウントに多くのフォロワーを有する等の発信力がある人などを選定すること。

#### ウ 制作本数・再生時間

- ・ 1本10分以上の動画を複数本制作するとともに、2～3分程度の短縮版も制作すること。制作した動画はYoutubeなどの動画配信サービスにより発信すること。

#### エ 二次利用

- ・ 制作した動画は少なくとも令和5年度末まで二次利用を可能とすることとし、出演する著名人の承諾を得ていること。

#### オ 地域との連携

- ・ 必要に応じて地域の関係者と連携し、特産品の紹介や沿線地域のプロモーション等を組み入れること。

### (2) 動画のプロモーション

- ・ 掲載した動画の視聴者を増やすため、ターゲットに対して効果的に訴求できる広報媒体（例えば、テレビ番組のコーナーに取り込む等のタイアップやCM告知、SNS広告など）を複数選定のうえ、プロモーションを実施すること。

- ・ 著名人自身の有するSNS等による情報発信を行うなど、「乗る」行為へと繋がるよう工夫すること。
- ・ 各動画の視聴回数が3万回以上となるようプロモーションを実施すること。

### (3) 報告書の作成

上記(1)(2)について実施成果(実施内容のほか定量的な実施効果など)を取りまとめた報告書を作成すること。

なお、報告書は、紙媒体(A4版)5部及び電子媒体一式を提出するものとする。

### (4) その他

- ・ 動画の内容や取材先、起用する著名人、プロモーション手法などは協議会と協議の上、決定すること(ラベンダー編成などの観光列車や、特定の旅行企画を組み入れるよう調整させていただく場合があります)。
- ・ 本事業の実施にあたっては、新型コロナウイルス等の感染症や大規模自然災害の発生など突発的な事態や日々変化する状況に柔軟に対処できるよう、協議会と連絡を密にしながら臨機応変に対応すること。

## 4 委託期間

契約締結の日から令和4年(2022年)3月18日(金)まで

## 5 予算上限額

18,000千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

## 6 業務上の留意事項

業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、協議会と受託者が協議して決定する。

## 7 提案方法

企画提案指示書に沿った企画提案書を、別紙「道内鉄道の観光利用促進動画発信事業委託業務企画提案書作成要領」に基づきA4判縦長で作成し、必要部数を提出すること。

企画提案書はコピーが可能な用紙を使用し、丁合後、ホチキスやクロステープなどで綴じずにダブルクリップ等で留めること。

## 8 提出期限

令和3年(2021年)6月11日(金)16:00(必着)

## 9 提出場所

北海道鉄道活性化協議会事務局(北海道総合政策部交通政策局交通企画課内)

担当:山本

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話 011-231-4111(内線23-815)

011-204-5333(直通)

## 10 その他

- (1) 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 企画提案書の採否は、文書で通知する。
- (3) 期限までに企画提案書の提出がない場合は、「参加表明書」の提出があっても参加の意思がないものとみなす。
- (4) 審査に当たっては、企画提案書は匿名とし、別に指示する企画提案者名（A社、B社等）により行うものとする。